

No.	質問	質問の目的（狙い）	独法減損	民間減損
1	独立行政法人会計基準における固定資産の減損会計基準と企業会計における固定資産の減損会計基準のどちらを採用していますか（区分経理ごとに異なる基準を採用している場合などはその旨も含む。）。また、企業会計基準における固定資産の減損会計基準を採用している場合、その理由を御教示ください。	例えば、①国からの財源措置に依存しない業務運営を行っている場合や②市場から収益を得ている場合といった民間企業の活動に類似している場合であって投資額の回収が予定されている場合が該当する（減損QA0-2参照）。 企業会計基準における固定資産の減損会計基準を採用している場合は、以下の一部の質問に回答して頂く必要はないため。	○	○
2	減損の兆候の有無について、実務上、どの部署がどのようなフローで判定されていますか。簡潔に御教示ください。	減損の兆候の判定に係る業務フローの実態を把握するため。	○	○
3	平成30事業年度財務諸表において減損の兆候を注記したケースは「第3 減損の兆候」2(1)から(5)のどのケースでしたか。ケースごとの固定資産の種類と件数（複数の固定資産を一体として判定した場合には判定の単位を1件とする。）と帳簿価額合計を御教示ください。	減損の兆候の実態を把握するため。 なお、民間減損については質問の仕方を変更する。	○	○
4	上記に関連して、減損の兆候があるものの、減損を認識していない理由について、上記のケースごとに御教示ください。	減損の兆候と減損の認識の関係を把握するため。	○	○
5	使用可能性に基づく減損の兆候の判断に実務上の問題があれば、その内容を御教示ください。	使用可能性に基づく減損の兆候の判断は、独立行政法人会計固有のものであり、実態を把握するため。	○	×
6	減損の認識、測定、会計処理について、実務上、どの部署がどのようなフローで行っていますか。簡潔に御教示ください。	減損の認識、測定、会計処理に係る業務フローの実態を把握するため。	○	○
7	法人設立から平成30事業年度までの期間で、減損を認識したケースは「第3 減損の兆候」2(1)から(5)のどのケースでしたか。ケースごとの固定資産の種類と累計件数、累計減損額を御教示ください。	減損の認識の実態を把握するため。 なお、民間減損については質問の仕方を変更する。	○	○

8	使用価値相当額に基づく減損額の測定に実務上の問題があれば、その内容を御教示ください。	使用価値相当額に基づく減損額の測定は、独立行政法人会計固有のものであり、実態を把握するため。	○	×
9	法人設立から平成 30 事業年度までの期間で、「第 6 減損額の会計処理」(1)又は(2)のケースがあれば、その内容及び固定資産の種類ごとの減損額を御教示ください。	減損額の会計処理の実態、特に、中期計画、中長期計画及び事業計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったかどうかと減損との関係を把握するため。	○	×
10	法人設立から平成 30 事業年度までの期間で、「第 7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(1)又は(2)のケースがあれば、その内容及び固定資産の種類ごとの減損額を御教示ください。	減損額の会計処理の実態、特に、中期計画、中長期計画及び事業計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったかどうかと減損との関係を把握するため。	○	×
11	企業会計における固定資産の減損会計基準のどちらを採用している場合、減損を認識した場合の財務諸表における表示や注記の記載事項等については、独立行政法人会計基準における固定資産の減損会計基準に準じて開示していますか。	減損QA0-4において、減損を認識した場合の財務諸表における表示や注記の記載事項等については、できる限り独立行政法人会計基準における固定資産の減損会計基準に準じて開示することが適切とされているため。	×	○
12	減損会計基準について、通則法第 8 条第 3 項、第 46 条の 2 及び第 46 条の 3 との関係で問題点等があれば御教示ください。	不要財産の国庫納付等に係る通則法の規定と、減損との関係を把握するため。	○	×
13	その他、減損会計に係る問題点等があれば御記載ください。	—	○	○